

# 日本統治下における台湾原住民の祭祀儀礼の変容

渡 邊 昌 史

## 1 はじめに

本研究は台湾原住民<sup>1</sup>の祭祀儀礼が、日本統治下の原住民政策である「理蕃」<sup>2</sup>政策によって、どのように変容したのかを文献資料から考察する。用いる資料は台湾総督府警務局理蕃課の『理蕃の友<sup>3</sup>』及び同課技師であった岩城亀彦<sup>4</sup>の著作、台湾警察協会の『台湾警察時報』を中心としている<sup>5</sup>。

## 2 理蕃政策の検討

日本による統治は明治28(1895)年、日清戦争の結果により締結された日清両国講和条約に基づき、台湾が清国から日本に割譲されたことに始まる。そして、日本は台湾総督府を設置、台湾は日本の「南進基地」として重要な位置を占めた。以来約50年間、日本が第二次世界大戦の敗戦をむかえる昭和20(1945)年まで植民地統治がおこなわれた。

日本による植民地政策は半世紀の間にいくたびかの制度的変換がなされてきたが、基本方針を単純化するならば、「同化」政策と総括することができる。総督府は植民地政策遂行にあたっては「日本的価値観」の導入によって「文明化」、  
「内地化」を推進してきた。その過程では多くの軋轢を生じさせ、昭和5(1930)年には最大の悲劇の一つとされる霧社事件<sup>6</sup>が起こった。

霧社事件を受けて、総督府は理蕃政策が台湾統治上の重要な問題であることを再確認し、昭和6(1931)年12月28日に理蕃行政の新方針である「理蕃政策大綱」を示達した。「理蕃政策大綱」は、霧社事件以降の理蕃政策の方向性を示したものであり、その後の警察官の座右の銘となったものであった<sup>7</sup>。

## 理蕃政策大綱

第1項 理蕃は蕃人を教化し、其の生活の安定を図り、一視同仁の聖徳に浴せしむるを以て目的とす

第2項 理蕃は蕃人に対する正確なる理解と蕃人の實際生活を基礎として其の方策を樹立すべし

第3項 蕃人に対しては、信を以て懇切に、之を導くべし

第4項 蕃人の教化は、彼等の弊習を矯正し、善良なる習慣を養ひ、国民思想の涵養に意を致し、実科教養に重きを置き、且つ日常生活に即したる簡単な知識を授くるを以て、主眼とすべし

第5項 蕃人の經濟生活の現状は、農耕を営むを主とすと雖も、概ね、輪耕作にして、其の方法、極めて幼稚なり。将来、一層集約的定地耕を奨励し、或は集団移住を行ひ、彼等の生活状態の改善を計ると共に、經濟的自主独立を営ましむるに努むべし。又、蕃人に関する土地問題は最も慎重なる考慮を払ひ、其の生活条件を圧迫するが如きことなきを期すべし

第6項 理蕃関係者、殊に現地に於ける警察官には沈重重厚なる精神的人物を用ひ、努めて之を優遇し、漫りに其の任地を変更せしむるが如きことなく、人物中心主義を以て、理蕃の効果を永遠に確保するに努むべし

第7項 蕃地に於ける道路を修築して、交通の利便を図り、撫育教化の普及徹底を期するに努むべし

第8項 医薬救療の方法を講じ、蕃人生活の苦患を軽減すると共に、依て以て理蕃の実を挙ぐるの一助たらしむべし<sup>8</sup>

「理蕃政策大綱」の内容は大別すると2点に集約することが可能である。理蕃政策の基本方針を述べる第1項から第5項までと、理蕃警察のあり方を説く第6項から第8項である。

ここで特に注目すべきは第1項および第4項である。各項に付された長文の説明によれば、第1項では「蕃人」を「一視同仁の聖徳に浴せしむること」すなわち、理蕃の最終目標は日本への「同化」であり、これは従来から一貫し

て変わらない根本精神であることとしている。台湾原住民を「聖徳に浴せしむる」ための作業こそが日本への「同化」であり、その柱は社会構造の変革と精神文化の「教化」の2点にまとめられる。具体的には前者は集団移住による生活基盤の整備と農業指導、生活改善運動などであり、後者は日本語教育を中心とする「日本人化」であった。

理蕃政策大綱の示達後、総督府は「教化」による同化を推進するために、従来、警察官僚ですすめていた理蕃行政に農業技術、教育の専門家を加えた。そして、第1項で示した「生活の安定」のため、「授産」による教化の路線が敷かれ、食料増産とそれによる「善良なる農民」づくりが実施された<sup>10</sup>。

山地に居住する原住民は狩猟と焼畑農業による粟作を生業としていたが、総督府が最重要視したのはこれまで彼らが耕作していなかった水稻作であった。現地警察官の間にも経験から「米食う蕃人は反抗しない<sup>11</sup>」と語り継がれており、狩猟生活から稲作への生業の転換は「善良なる農民」への願いでもあった。

水稻作の普及と併せて山林資源の確保<sup>12</sup>のために、山地から山脚地、あるいは平地への「蕃社」の集団移住が実施された。水稻作や定地耕を中心とする「授産」政策は伝統的な農耕の転換をもたらしたばかりか、蕃社のなかの社会構造にも影響を及ぼすこととなった<sup>13</sup>。

この授産政策遂行にあたって、直面した大き障壁が原住民の祭祀儀礼の煩雑さであり、長期間にわたる祭祀が勸農の妨げとなることであった。「農事祭による休業日数は、大和民族が最も短かく、これに次て短きは平地蕃たるアミ族にして、更にこれに次ぐは高山蕃族中文化の程度の進歩せりと云はれる北部のタイヤル族で、文化の程度最も遅れたりとされるブヌン族が最長日数を費やしている<sup>14</sup>」と祭祀儀礼に関わる日数が「文化の程度」の指標とさえなっていた。

ブヌンの台東庁本鹿社では「毎月1回祭祀あり、(略)日を同じくして行うもの殆どなく、(略)思い思いに日を定めて互いに招待し合つて酒宴をなし、徒に貴重な時間と財産を空費し、酩酊せる男女の風儀は乱れても之を咎めないことになっている<sup>15</sup>」と、1年間の祭祀の3分の1以上も祭祀にあてていた。祭祀期間中は農作業が滞るのみならず、集落は閉鎖状態となり、警察官といえども一切

(94)

近づけない、いわば治外法権的情况を呈する場合もあった。パイワンのライブアン社では駐在所の横に小さい石が立てられ、祭祀期間はこの石が駐在所と蕃社の境となり<sup>16</sup>、タイヤルでは期間中に社中の大事を議し、あわせて子どもに敵対行為の訓練を施していた<sup>17</sup>。

### 3 祭祀儀礼の「教化」

#### (1) 祭祀儀礼の「善導」

原住民の祭祀儀礼は「期間が長き為に、農作業上支障を来すばかりでなく、この間に古来の唯我独尊性を発揮し、往々にして官に反抗的気分を醸し又対抗的行動を敢てする<sup>18</sup>」、「百日の説法教化も一日にして帰せてしまう<sup>19</sup>」と理蕃関係者の間ではかねてより問題視されており、理蕃警察を末端で支える警察官吏駐在所は祭祀儀礼を「教化」の対象とみなし「善導」し始めた。

岩城亀彦著『台湾蕃族の営む農事祭と彼らの教化<sup>20</sup>』には「古来慣行しつつある祭祀」として、従前と昨今（執筆当時）の事例が列記されており、そこには、「警察と合同で挙行」や「官の通達により」といった記述が随所に見られ、「教化」による変容と推測される。

これらの事例から2つの傾向を読み取ることができる。第一には期間を短縮しての簡略化、あるいは祭祀そのものを取り止めること。第二に日本の年中行事と対応させた「内地式」で執り行っていることである。前者の簡略化の場合、祭祀権が変化しない、すなわち祭祀全体としての文化的価値が変化しない場合もあるのに対し、後者では、新たな文化的意味合いが付与されていることによって祭祀儀礼の全体が質的に変化する。

ここで留意したいのは、これらの変容は植民地支配者の主導した「近代化」という事態が不可逆的に進行していった過程での出来事であったことである。確かに、そうして持ち込まれた近代化のなかには植民地支配が厳然と存在していたことは紛れも無い事実である。しかし、そこにみる文化変容をいたずらに全て植民地政策に起因するものとしてしまうならば、かえって植民地支配の理念と実態を見えにくくさせてしまうことになるのではないだろうか。そこには、

他の社会一般にもみられるように、近代化が促進した世俗化という側面もあるのではないだろうか。

## (2) 日本的価値観

植民地政策の与えた影響による変容、すなわち「同化」による変容を明らかにするには、総督府の理蕃関係者に働いていたであろう日本的価値観を探求することが必要となってくる。言い換えるならば原住民祭祀儀礼の変容のなかで、「同化」政策が与えた影響による変容は、理蕃当局者が原住民の社会・文化構造のどこに価値を見出し、どこを否定し、どのように「改善」すべきと考えていたかを明らかにすることによって考察が可能となってくるのである。

その手掛かりの一つが、「理蕃政策大綱」第4項の「蕃人の教化」のための具体的方策である。「弊習の矯正」、「善良なる習慣」と「国民思想」の涵養、「実科教育に重きを置き、簡易なる知識を授くる」の四点を大きな柱とし、更に説明が付されている。着目すべきは「弊習」の認識である。「馘首」は「人道的見地より見て、到底其の存在を許すべからざる慣習」であるが、強いて矯正する必要のない習慣については「文化人の尺度を以て、之に臨むの必要、毫も之なし」としたうえで、「固有の習慣にして美風を称すべきもの」については存続の必要性を指示し、必ずしもすべてを矯正すべきではないことを強調している。

つまり、首狩や入墨などは禁止するが、生活習慣全般を改めさせるのではなく、「美風」と認められることについてはそのまま構わないということである。同時に、これまで「日本国民たるの自覚」を持たせるべく努力してきたが、「蕃人教育上の問題」もありその効果を十分に挙げられなかったことを認めている。「蕃人教育上の問題」とは、蕃童教育所で「教育を施しても、卒業してしまうと日本的な教育を『滅殺』してしまうほどの、民族的な文化力であり、強韌で一枚岩的な部族的結束<sup>21</sup>」であった。理蕃政策の遂行を妨げるとみなされた原住民的アイデンティティ、それを確認、強化、再生産する文化装置の一つが祭祀儀礼であった。

「理蕃政策大綱」には原住民観も垣間見え、「古来純真と神の掟を守る忠実な

(96)

る民として知られた高砂族<sup>22</sup>」と純真無垢な清らかな性格とするロマン主義的言説に基づきながらも、一方では野蛮性を語り、未開社会の原住民を「善導」すべき対象として捉えている。

他方、「善導」に対する原住民側の反応も記録されている。屏東郡ライブアン社では「大人方から余り喧しく奨められるので、約束どおり粟祭を改善して5日間にした」。彼らは言う「やっぱり不安だ、社祭中今年初めて大人<sup>23</sup>方を入社させたが、幸い死亡者も神の怒りも受けなかった。だがキット本年は不獵であろう。又一般の農作物も不作ではあるまいか<sup>24</sup>」。生業と密接な関係をもつ祭祀儀礼が改善させられ、不安な様子から「教化指導というものが如何に容易ではないかということはこれで充分創造できるのではないか」としている。

昭和6(1931)年、総督府は「蕃人青年団訓令」を發布し、教育所<sup>25</sup>の通学地域ごとに青年団を置くこととした。青年団を通じて台湾社会の末端まで日本化することを図ったものであり、彼らは集落教化の中核として活動する役割を期待されていた<sup>26</sup>。その結果、政策客体の集落内部の社会構造においても、それまでの勢力者である頭目、長老と総督府の政策を「社」のなかで支える層、官制青年団<sup>27</sup>メンバーなどの「先覚者」の対立も生じていた。

## 4 「善導」の方向性

### (1) 神社崇拝との一体化

それでは、原住民の祭祀儀礼の「善導」すべき方向性はどのように考えられていたのだろうか。岩城はそのモデルを普通行政区<sup>28</sup>のアミに見出している。アミは「通達に依り祭祀の立前タテマエを漸次改め、蕃社に社祠を建立し、蕃社における祭祀のみならず婚礼の挙式なども神社中心に挙行しつつあり、今や全く往時とその状況を異にしてその間隔世の感あるもの少なくない<sup>29</sup>」として事例を列記している。これらの事例では「内地移民村<sup>30</sup>の神様」が勧請され、もともとおこなっていた祭祀儀礼が日本の年中行事に置き換えられ、官主導によって執り行われている。この傾向は先の特別行政区の事例でもうかがえたが、顕著に異なるのは、すべての年中行事が神社崇拝と結び付けられ神社で執り行われて

いることである。すなわち、「教化」政策によって祭祀権が原住民側から官へ移動したこと、そして祭祀対象とその空間も変化したことによって、従前の祭祀儀礼とは様相も文化的意味合いも全く異なったものになっている。

ただし、神社崇拜は単なる手段にしか過ぎず、あくまでも目的は「日本人なりとの感念を体得せしむる」ことに置かれていた。そのために、神社を会場の東北の位置に鎮座させることで、「母国と皇室」の方向を暗示させるものであり、それによって神社崇拜を天皇制と結び付かせて理解させようとしていた。

## (2) 理想的農村実現への夢

岩城は「農事祭」が彼等の経済生活と精神生活において重要な地位を占めていることを明らかにすることによって、農事祭は禁止すべきものではなく、善導すべきものであり、積極的に教化に利用することを提案している<sup>31</sup>。その理由を日本の農村社会と台湾原住民社会との共通性に求め、当時の昭和恐慌下の疲弊した内地の農村の姿に思いを馳せ、原住民社会を「善導」することによって、理想と描く農村の建設へと導こうという植民地官吏としての自己の使命感からであったこと推察される。

日本の近世社会において、農村では「遊び日」(祭礼日)、「休み日」(休養日)に労働不能日を加えると年間100日を越える非労働日が存在していた。ところが、これらの休日・休暇は明治以降の近代化と資本主義の進展につれ、解体、変質させられて行った。それは休日の決定権が村共同体から、国家的管理のもとに移行した過程でもあった<sup>32</sup>。原住民社会における同様の傾向も植民地政策、それに伴う近代化の影響としてとらえることができよう。

そして、岩城は農事祭を合理的に「教化」に利用するための方策として蕃社ごとに「社祠」を建立し、農事祭を禁止するのではなく適度に規制し、全て社祠境内で挙行するように提案している。そこでは社祠は祭場として、伝統的信仰心を「善導」する教化の場として、また日本の「国民道徳<sup>33</sup>」を注入する場として位置づけている。「祠」(ヤシロ)の語を用いたのは、蕃社の「社」との混同を防ぐためであり、それは「神社に非ずして、公衆に参拝せしむる為の奉祀する<sup>34</sup>」ためのものであった。

(98)

岩城は理蕃政策の授産担当者の立場から、農事祭が農耕と不離不可分の関係にあり、勸農、農村振興のために必要不可欠なものであることを日本の農村との共通性から導き出し、それをいわずらに禁止することを批判した。「善導」すべき点として、期間の短縮化、祭祀の合併あるいは選択による簡略化、「楽しみごと」の部分あげる一方、農業生産に支障をきたすこと、迷信は排除することを主張している。

特に注目すべきは農事祭と社祠、すなわち神社崇拜と結合させ、一体化していること。そして、祭祀に伴う「楽しみごと」に関わる部分の「善導」がうたわれていることである。

農事祭を神社でおこない、そこに「楽しみごと」を求める姿もやはり、日本の神社の祭礼を脳裏に思い描いているといえよう。そこにおいては、神社に宗教性を求めているというよりも、次のような社会的機能を期待しているのではないだろうか。

祭祀儀礼に「楽しみごと」を取り入れた事例も記されている。

嘉義郡タツパン社の粟祭では、神社前にて駐在所職員、男女青年団員、教育所児童、一般蕃人によって余興に角力、女子のデッドボール等を行い、従来の殺伐な豚の刺殺は社衆自発的に廃止した<sup>35</sup>。

ツオウ阿里山蕃では、最大の行事であった粟祭が「蕃社の自覚せる人々の手によって大改革された」。祭神をタツパン神社の天照大神他五神とし、期間を8月の農繁期から1月の行事とあわせて実施し、期間も10日を3日に短縮し、「蕃人踊、運動会、コマ廻し、ブランコ遊びを行なわせて充分楽しませた<sup>36</sup>」。

## 5 皇民化と神社崇拜

昭和期に至ると「同化」政策は「皇民化」という局面を迎え、「内地化」、「日本人化」が推し進められて行った。

台東庁では教化のために蕃社の全ての祝祭について、神社を中心としておこなうものとし、粟収穫祭も神前で執り行われるようになっていた<sup>37</sup>。このように、祭祀儀礼と神社崇拜との結びつきはよりいっそう強化されていった。



それでは、「皇民化」政策のなかで、神社崇拜と結び付けられた祭祀儀礼はどのような姿となっていたのであろうか。

特別行政区の大武支庁パイワン族収穫祭では「4、5日の長期に互り飲酒するので衛生上風紀上、素より経済上実に遺憾として居た」が、「各社合同で神祠の前にて祭典を挙行し、男子は角力、女子は舞踊をおこない、従来の祭祀に比べ極めて盛大で一日で頗る有意義に終了した<sup>38</sup>」。これは「警察官の指導の賜物」であるとしている。

理蕃の現場で実際に原住民と接した日本人警察官の手記にも、日本的価値観に基づいて「善導」した事例がみられる。台東庁のブヌンではことある事に一週間程続く酒宴が「大きな弊害」として問題とされていた。そこで、飲酒を許可制とし、その代わりの楽しみの創出として収穫祭を全集落合同で年2回おこない、そこで酒宴を催した。実施にあたってはかなりの資金を必要としたため、警察官が寄付を募っていた<sup>39</sup>。また、警察官が踊りの指導にあたり「戦時下のことでもあり、出しも物はすべて軍国調の歌に振りをつけたもので、…あか抜けた演出が出来た」踊りであったこと。踊り以外にも寸劇がおこなわれていたことが記されている<sup>40</sup>。

「皇民化」政策が急進展する昭和10年代以降、祭祀儀礼の廃止に拍車がかかる。統制経済により『理蕃の友』の発行回数、頁数が大幅に削減されるなかでも各地の事例報告に頁を割いていることから、祭祀儀礼の改善を重視する当局の姿勢が浮き彫りになってくる。

## 6 まとめ

以上、総督府の「同化」政策によって、原住民の祭祀儀礼がどのように変容してきたのかを論じてきた。ここから日本統治下の原住民の祭祀儀礼の変容を整理するならば、次のように集約することができる。

### ①日本の農村化

植民地官吏あるいは現地警察官は日本の農村社会と原住民社会との共通性が

(100)

ら、原住民社会のあるべき姿を理想化させた日本農村に求め、祭祀儀礼を「善導」することでその具現を図ろうとしていた。その脳裏には日本の農村の非常に疲弊した姿があったことは押さえておかねばならない。

日本的農村化とはとりもなおさず、原住民社会の「内地化」であり、原住民の「日本人化」でもあった。

## ②合理化

祭祀儀礼の「善導」にあたっては、日本的価値観、文化的意識に従って当初は「弊習を矯正」することに主眼が置かれ、「美風」とみなされるものは許容されていた。

祭祀儀礼で禁止すべきは、非合理的な非労働日と飲酒の弊害であり、祭祀期間の短縮と節酒指導がおこなわれた。飲酒の弊害については、衛生面の問題の他に、酒造りが米粟を大量に消費するという経済上の問題も指摘している。

## ③神社崇拝との一体化

祭祀儀礼は日本の年中行事に置き換えられて行った。祭祀儀礼から伝統的信仰は排除され、神社崇拝と一体化されたことによって、彼らが有していた祭祀権が喪失させられることになった。だが、そこには、祭神が彼らの征服者であったという矛盾も抱え込んでいた。

## ④「空間」の喪失

移住政策、水稲作の奨励と密接に結び付いて祭祀儀礼の「善導」が展開された。すなわち、山地に居住していた原住民は、居留地へと囲い込む「集団移住」によって住み慣れた土地と伝統的生活空間を奪われていた、このことは祭祀儀礼をおこなう「空間」の喪失をも意味した。

## ⑤世俗化

祭祀儀礼に伴う舞踊、歌謡は「善導」によって「楽しみごと」として強調され、日本の音楽や舞踊が奨励された。これは、儀礼的側面の世俗化といえる。

また、改善の一方法として祭祀儀礼を運動会に代えておこなうところも少なくなかった。「はじめて運動会を見た社衆は、自分達の粟祭より余程面白い、日本人はうまいことを考えるものだといれども驚嘆して<sup>41</sup>」いたと報告されている。

## ⑥媒介者（ミドルマン）の存在

文化接合の役割を官制青年団など若年者の「先覚者」が担っていた。山路勝彦はブヌンのマラクタイガの廃止について、日本当局の強制的な圧力によるものというよりも、エリートたちの判断の方が大きかったと「日本人としての喜びを胸に秘めた現地エリート」の存在を指摘する<sup>42</sup>。

### 注

- 1 台湾の先住民は現在「原住民」と呼ばれる。これは彼ら自身による「原住民運動」の成果によって、1994年に法律で定められたものである。よって本稿でもこの表記を用いる。
- 2 当時の日本側の用いたさまざまな概念、呼称はそれ自体が政治的な意図性をはらんでいることに注意を要する。ただし、今日の学問状況ではすでにその政治的意図性に関する研究も蓄積されてきていることから、「」で注意を促す場合、「」を省略する場合を含めそのまま使用した。
- 3 山間僻地に勤務する「理蕃」関係者の情報交換、彼等から警務局長等警察中枢に情報を送るとともに、警察中枢から「蕃地」への命令、指示の伝達を目的として創刊された（理蕃の友、創刊号、昭和7年1月、p.1）。
- 4 岩城は明治22年に鹿児島県奄美大島で生まれ、盛岡高等農林学校を卒業。大正7年に総督府殖産局に技手として入府、昭和5年には警務局理蕃課勤務に就き、技師として昭和16年に退官するまで一貫して山地農林行政に携わった。警務局に転動したのは「蕃地開発調査」の中心人物として参画するためであった（山路、2004、p.152）。
- 5 これらの資料は、旧台北帝国大学図書館を継承する国立台湾大学図書館、旧総督府図書館であった国立中央図書館台湾分館に所蔵されている。なお、このうち『理蕃の友』のみ復刻版が刊行されている。
- 6 昭和5（1930）年10月27日未明、台湾中央部の山地に位置する霧社を中心にタイヤルがマヘボ社のモーナ・ルダオを指導者に蜂起した。当日は霧社公学校で、恒例の公学校、蕃童教育所、小学校の連合運動会が開かれており、蜂起した原住民は、その会場を襲撃するとともに、霧社分室をはじめ、学校・郵便局・各職員宿舎・民家および分室を中心とする付近の駐在所12ヶ所を襲撃して、日本人134名、日本人と誤認された台湾人2名を殺害した。総督府は警官隊に次いで、台湾軍の出動を要請し、飛行機、機関銃、毒ガスなど近代兵器を用いて、約2ヵ月後に鎮圧した。霧社事件の起こった地域は、「蕃地」のなかでも最も開化したところと認識されており、いわば理蕃のモデル地域であっただけに、そこで起きた武装蜂起は総督府は

もとより、日本政府にも大きな衝撃を与えた。

- 7 近藤 (1996) 総力戦と台湾, 刀水書房:東京, p.263. 近藤は「理蕃政策大綱」について次のようにとられている。

このなかには目新しい政策が含まれていないが、大綱の意味するところは「警察官は、なぜ、山奥まで侵入してまで、かれらが望んでもいないことを強要するのか、文明と隔絶しながらも、平和に生活するかれらを「文明世界」に強引に引きずりおろす根拠はどこにあるのか」。そうした日本人警察官が共通して抱え持っていたであろう問いに対して、理蕃の根本を答えたものであった。

- 8 鈴木作太郎 (1932) 台湾の蕃族研究, 台湾史籍刊行会:台湾, pp.495-505. 原文は句読点なし。
- 9 台湾日日新報, 昭和6年4月1日付, 理蕃予算実行に伴ひ撫育の新計画を樹つ。同, 昭和6年10月27日付, 我が理蕃政策の基調: 霧社事件一周年を迎えて。
- 10 近藤, 前掲書, p.283-284.
- 11 理蕃の友, 昭和15年3月, p.1.
- 12 蕃地は台湾全島の約47.6パーセントを占め、その多くが豊かな山林資源を抱える土地であり、矢内原忠雄が「資本は今や、原始共産的部落制度を有する蕃界の戸を叩く」と評したように、蕃地開発は総督府にとってはその確保は永年の懸案事項であった。1910年からの「理蕃五ヵ年事業」によって台湾原住民の制圧をほぼ完了すると、1925年からは監視と管理の徹底のため集団移住を推進した。
- 13 近藤, 前掲書, p.287.
- 14 岩城亀彦 (1936) 台湾蕃族の営む農事祭と彼等の教化, 盛文社:台北, p.72.
- 15 理蕃の友, 昭和9年9月, p.10.
- 16 理蕃の友, 昭和11年9月, pp.3-4.
- 17 森丑之助 (1917) 台湾蕃族志 第1巻, 臨時台湾旧慣調査会:台北, p.284.
- 18 岩城亀彦, 前掲書, p.10.
- 19 理蕃の友, 昭和9年10月, p.6.
- 20 岩城は1936年にそれまで「理蕃の友」に発表した論考をまとめて『台湾蕃族の営む農事祭と彼等の教化』と題し刊行した。その冒頭に次のように記されている
- 蕃族の営む農事祭そのものの内容に付て、意義その他を明らかにし、彼らの精神生活並経済生活上の各種関係を究めて、その蕃族としての宗教的観点並慰安娯乐的、農村娯乐的観点よりの地位を考察し、併せて彼らの農業経営上に有る関係如何を考察して見たい。
- 21 近藤, 前掲書, p.297.
- 22 理蕃の友, 昭和11年7月, p.1.
- 23 渡邊注:大人(たいじん)と発音すると思われる。漢語の尊称の日本語読み。

- 24 理蕃の友, 昭和12年11月, p.10.
- 25 特別行政区における原住民児童を対象とした教育機関 (台湾総督府警察局の所管). 駐在所に付設され, 警察官が教師役を兼ねていた.
- 26 宋秀環 (2000) 日本統治下の青年団政策と台湾原住民, 植民地人類学の展望, 風響社: 東京, p.133.
- 27 伝統的年齢階梯制による若者組織と区別するために, ここでは官制青年団という.
- 28 日本統治時代には原住民の居住区域は特別行政区と普通行政区に二分されていた. 山岳地帯に居住する原住民は, 生活状況が平地居住者と著しく異なっているとして, 植民地のなかでも特別な法的扱いを受ける「特別行政区」とされる一方で, 平地に居住するプユマ, アミは漢民族と生活状況がほとんど変わらないとして「普通行政区」とされた. これにより, 前者の統治は警察行政に委ねられ, 総督府警務局の管轄下に置かれ日本の法律の適用外とされたのに対し, 後者は原住民とされながらも, 行政上では漢民族とほとんど同様に扱われることになった.
- 29 岩城, 前掲書, P.59.
- 30 総督府は明治43年から「官営移民」を計画的に進めた. 台湾西部の平野は大規模な土地獲得が難しく, しかも台湾人と日本人が同化することも日本政府は好まなかった. そこで注目されたのが台湾東部であった. これは, 日本の人口過密を解決するためであり, また, 台湾を南洋進出のための試験地とするためでもあったが多くは果実を見ないまま頓挫した.
- 31 同書, p.73.
- 32 古川貞雄 (2004) 増補 村の遊び日, 農山漁村文化協会: 東京, pp.307-314.
- 33 明治5年3月に教務省が国民思想を「善導」するための指針とした「教憲」の「1. 敬神愛国の旨を体すべきこと. 2. 天理人道を明らかにすべきこと. 3. 皇上を奉体し朝旨を遵守すべきこと」の3点を趣旨として補足している. 同書, p.73-74.
- 34 大正12年6月23日附 台湾総督府令第57号「祠及ビ遥拝所ニ関スル規程」(原文は漢字カタカナ文, 句読点なし).
- 35 理蕃の友, 昭和10年10月, pp.6-7.
- 36 理蕃の友, 昭和14年3月, p.7.
- 37 理蕃の友, 昭和8年10月, p.7.
- 38 台湾警察時報, 昭和11年11月, p.118.
- 39 青木説三 (2004) 遙かなる台湾: 先住民社会に生きたある日本人警察官の記録, 燃焼社: 大阪, p.121-126.
- 40 同書, p.245.
- 41 理蕃の友, 昭和14年2月, p.6.
- 42 山路勝彦 (2004) 台湾の植民地統治, 日本図書センター: 東京, p.197.